

## 第12回岐阜地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成20年11月28日(金)午後1時30分から午後4時まで

### 2 開催場所

岐阜地方裁判所法廷棟103号共用室

### 3 出席者等

#### (委員)

石崎功二委員, 沖元祐治委員, 加藤徹委員, 河合良房委員, 熊谷豊一委員,  
祖父江正博委員, 田邊三保子委員, 寺島美紀子委員, 中村直文委員(委員長),  
花井泰子委員, 武藤昭成委員(五十音順)

#### (説明者)

上坂功事務局長, 寺嶋宏二刑事首席書記官, 山田英博刑事次席書記官

#### (事務担当者)

榎原明総務課長, 松田誠司総務課課長補佐

### 4 議題

「裁判員の選任手続等について」

### 5 議事

#### (1) 新委員の紹介(自己紹介)

沖元祐治委員

#### (2) 委員長あいさつ

#### (3) 裁判員選任手続の概要について

#### (4) 裁判員選任手続の現状について

#### (5) 裁判員選任手続期日における具体的な手続について

#### (6) 意見交換

別紙のとおり

(7) 次回の意見交換の主なテーマについて

「裁判員裁判における評議について」

(8) 次回期日

平成21年5月29日(金)午後1時30分

(別紙)

(A委員) 岐阜では平成21年分の裁判員候補者名簿は3400人規模になっている。現段階では、どれくらいの方が辞退されるか明らかでないため、対象事件1件あたり最大で100人近い方を呼び出すことも想定しての人数のようだが、来年以降は、実際の選任手続処理を通じて辞退者の割合等についても分析、検討を進めて、国民に負担の少ないものにしていくことが必要である。

(B委員) 選任手続等への参加については、何より出席しやすい環境作りが重要である。特に、民間企業にお勤めの方には、有給休暇制度の導入が重要であるが、これについては、どのように取り組んでいるのか。

(説明者) 平成19年4月以降、裁判員制度出張講義に加え、県内の個別企業、さらには商工会議所や商工会、県の経営者協会といった経営者団体等の各種団体を訪問して裁判員制度のための有給休暇制度をはじめとする環境整備について依頼してきた。また、県内のほとんどの地方自治体に対しても、所長や支部長などが市長や担当者を訪問するなどして、同様に環境整備について説明と依頼を続けてきた。

(B委員) これまで訪問した企業で既に裁判員制度のための有給休暇制度が導入されているのであれば、導入状況をアンケートなどで調査して、その結果をマスメディアを通じて発表し、アピールしていくことで未だ導入されていない企業等に対して大きな効果を生むのではないか。

(説明者) 確かに、これまでの訪問企業の中でも裁判員制度のための特別の有給休暇制度を導入した企業がある。すべてについて把握しているわけではないが、今後調査などした上でその結果をマスコミを通じてアピールしていきたい。

(C委員) 選任手続には、1件あたり50人から100人の裁判員候補者に裁判所に来てもらうとのことだが、選ばれた裁判員と補充裁判員以外はその

年の間は再び呼び出されないことになる。しかし、選任されなかった人の中にも、裁判員として積極的に参加したいと考える人もいるであろうから、そのような人がうまく活用される方法があればよいのではないか。

また、先ほどの説明では、本日（11月28日）に裁判員候補者名簿に登載された旨の通知が発送されるとのことであるが、一般の方はそのようなことを知っているのか。

（A委員） テレビや新聞，インターネットなどでも，本日，通知が発送されることが報道されている。これまでも各種広報活動を行ってきており，今回通知が発送されること自体はある程度認識されていると思われる。

（C委員） 調査票の回答期限が12月15日になっているが，各種アンケートを実施する場合でも，期限までに回答が返送されない場合が多く，調査票の返送期限を守れる人がどれぐらいいるのか懸念される。調査票の返送期限も積極的に周知したほうがよい。

（D委員） 裁判員裁判の審理の日程が予定より延びることはないのか。

（E委員） 岐阜地裁では，これまでも来年の裁判員裁判実施に先駆けて裁判員裁判の対象事件については公判前整理手続に付して争点や審理日程等について協議した上で公判を進めているが，審理日程が大幅に延びるようなことはほとんどない。

（D委員） 先日の模擬裁判の際に使用された（呼出状に同封した）質問票の記載では「辞退を希望しない」者まで健康上の理由等の個別の辞退事由にチェックしなければならないようになっているが，辞退を希望しない者については辞退事由を確認する必要はないと思われる。

（説明者） 確かにそのような記載になっている。質問票については，模擬裁判等を通じて現在も検討中であり，参考にさせていただきたい。

（F委員） 医療機関では，医師のほか，看護師や事務員などもいるが，月末などはレセプトや請求書の整理のために，わざわざ休診日を1日設けて作業

するようなどころもある。そのような場合には、どのように記載すればよいのか。

(A委員) 辞退を希望される場合には、その事情を正確に余すところ無く伝えていただくことが重要である。その上で、最終的には裁判体の個別の判断になる。

(G委員) 調査票に記載された質問の中に「管轄区域外」、「遠隔地」などの言葉が使用されているが、そのような用語は一般的ではなく分かりづらいし、文字も小さいので改善すべきである。「該当する項目にチェックしてください。」などという記述が複数箇所にあるが、そのような記載は冒頭に一つ掲げておけばいいので、不要な部分を省いて、文字を大きくすべきである。

(H委員) 一つの事項でページを跨いで質問や回答欄が続いている箇所があるが、ページが異なると聴かれている内容がわかりづらくなる。ページ数が増えても構わないので、一つの事項については、ページを跨がないようにした方がよい。

(D委員) 「居所」という用語も、一般の方に分かるのか心配である。

(I委員) 検察庁でも、民間企業などで説明会を行っている。辞退に関する説明を行う場合には、質問票のサンプルを用いて具体的に説明することが効果的であると考えられるので、質問票の確定版ができればサンプルとして利用したい。

(説明者) 質問票については、これまでも試行錯誤を重ね、模擬裁判の度に意見を伺うなどして、改良を行ってきたところである。今回ご覧いただいたものは、直近の模擬裁判で用いたものである。現在のところでは、確定の目途は立っていないが、早期に確定できるよう検討したい。

(J委員) 一般の方から見ると、裁判所の書類は分かりづらい。辞退の理由に沿った、書き方の見本があればよいのではないかと。

(説明者) 名簿に載った方へ通知する際に同封する調査票では、大きく場合分けした上で、どの欄を使用して記載するかという説明がされている。

(A委員) 名簿登載の通知を受けた方からの問い合わせ等については、コールセンターを設けて無料で質問を受け付けることになっている。

(A委員) 先ほど審理日程延長についての話が出ていたが、これまでの裁判に比べると、公判前整理手続の中で、証人尋問をはじめとしてそれぞれの手続に必要な時間についても十分に協議を行って計画を立てられている。また、被告人の弁明が、審理の途中で変わることもあるが、そのような場合の対応についても、引き続き検討している状況にある。

(D委員) 審理等の日程については、十分に余裕をみておく必要があるのではないか。

(A委員) 審理に要する時間が長くなるほど、裁判員の出席に支障が多くなるという問題も生じる。

(E委員) 1年ほど前から、岐阜地裁では、裁判員裁判の対象となるような事件については全件で公判前整理手続を行い、そこで立てた審理計画に沿って審理を行ってきた。裁判の当事者がまったく異なることを言い出したこともあったが、審理計画と大幅に異なる状況に至るようなことはなかった。審理計画の作成に当たっては、緩衝材ともいべき余裕も取り、評議の時間についても余裕をみて、予定時間を超過しないようにスケジュールを作っていくたいと考えている。

(A委員) 仮に、それでも予定どおりに終了しない場合、裁判員がどうしても延期された日程では支障があるという場合には、補充裁判員をお願いすることになる。

(C委員) 裁判員が欠けた場合には、欠けた裁判員に代わって補充員が途中から加わるとのことであるが、審理などの際、補充裁判員はどこにいるのか。

(E委員) 法廷では、裁判員は裁判官とともに並んで座っているが、岐阜地裁で

は、補充裁判員は、その後ろに座っていただく予定である。補充裁判員は裁判員と同様、審理の全てに立ち会っていただくことになる。評議の場にも出席していただいておりますが、評決には参加できないが、意見を聴いたりすることもある。

審理に日数を要する事件については、補充裁判員を多めに選定することを考えている。

(D委員) 暴力団関係者が被告人となっている事件では、裁判員は不安を覚え、これが被告人に有利に働くことも考えられる。そのような場合は、裁判員を加えず裁判官だけで審理を行うことはできないのか。

(A委員) 一定の場合に裁判官だけで裁判を行うことができる旨の規定はあるが、今後、この規定の運用についても検討されることになるだろう。

(K委員) 選任手続において面接が行われるが、公平な裁判ができるか否かを判断する基準は何かあるのか。裁判官の心証によって判断するのか。

(A委員) 根拠もなく見かけによって公平な裁判ができないと判断することはない。面接の際に、例えば「被告人は有罪であるに決まっている」とか、「法律に従うつもりはない」などの発言があれば公平な裁判をすることについて疑いがあると見ることになるだろう。

(K委員) 裁判においては、冷静な判断力が要求されると思われるが、冷静な判断を下すにはかなり高度な能力が必要であり、面接でそのようなことまで分かるのか。

(E委員) 裁判員の方においては、一般の方から見て、どう感じたかが重要であり、いろんな見方や意見があろうが、それを裁判に反映させていくのが裁判員裁判である。高度な能力まで求められていない。

(G委員) 死刑制度の賛否などについて質問されることはないのか。

(E委員) どういう質問が相当であるのかは、議論のあるところである。追加質問については、手続前に検察官と弁護人に諮って行っている。

( G 委員 ) 育児を担う裁判員候補者が出頭しやすい環境整備については、どのような状況にあるのか。

( 説明者 ) 裁判所周辺の保育所で、岐阜市以外に在住している裁判員や候補者も一時保育できるように広域保育、延長保育について関係機関との調整が進んでいる。